

2019年(令和元年)8月14日

指定居宅介護支援事業者 様

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの受託要件について

日頃から、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、指定介護予防支援の業務の一部を受託することができる事業者については、都道府県が実施する研修を受講する等、介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であることが定められています(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)第12条第3項等)。

そして、神奈川県においては、県及び指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」(県研修は平成23年3月終了)又は、平成18年度以降実施されている介護支援専門員実務研修における介護予防支援業務に関する研修を修了したことが必要とされており(※)、本市も同様の取扱いとしています。なお、介護予防ケアマネジメントの一部委託についても、介護予防支援に準じて取り扱うこととしているため、同様の取扱いとなります。

つきましては、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)から介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメント業務の一部を受託しようとする際には、上記研修を修了した介護支援専門員が貴事業所に1名以上所属しているかどうかの確認を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、研修を修了した介護支援専門員が退職等の理由で貴事業所に所属しなくなる場合は、委託元である指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に対して必ず連絡し、利用者への支障が出ないように対応を協議してください(別紙「指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託要件について」Q4以下を参照)。

なお、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に対しても、同趣旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

(※)「実務未経験者向け更新研修」及び「再研修(失効者向け)」に予防研修が含まれております。
「介護支援専門員更新研修」は含まれません。

以 上

(事務担当)

藤沢市役所

介護保険課 総務・給付担当

電話 0466-50-3527(直通)

地域包括ケアシステム推進室 福祉総合相談支援センター

電話 0466-50-3523(直通)

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託要件について

Q1. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「指定介護予防支援等」という。）を委託できる法的根拠は何か？

A1. 国が定める法律等で次のように定められています。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（実施の委託）

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

- 5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号）

（指定介護予防支援の業務の委託）

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議

会(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振発第0331003号・老老発第0331016号）

3 運営に関する基準

（7）介護予防支援業務の委託について

法第115条の21第3項により、指定介護予防支援事業者は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の一部を委託できるとされており、基準第12条は、当該委託を行う場合について規定したものであり、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定介護予防支援事業者は、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、業務の一部の委託する際には公正中立性を確保するため、その指定を受けた地域包括支援センターの地域包括支援センター運営協議会の議を経る必要がある。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託をする場合には、基準第30条第7号に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しなければならない。
- ③ 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託をする居宅介護支援事業者は、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要がある。

なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならない。

Q2. 指定介護予防支援等の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員とは何か？

A2. 神奈川県では、次に記載するどちらか一方の研修（必須研修）を修了した者を、指定介護予防支援等の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員と定義し、その者が在籍する事業所を、委託可能な事業所としており、藤沢市も県と同様の取扱いとしています。

- ・県及び指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」（神奈川県が実施する研修は平成23年3月末で終了）
- ・平成18年度以降実施されている「介護支援専門員実務研修」における介護予防支援業務に関する研修
- ・「実務未経験者向け更新研修」
- ・「再研修（失効者向け）」

なお、介護予防ケアマネジメントもこれに準じて取り扱っています。

Q3. 委託を検討している指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員のうち、必須研修を修了した者が1名のみである。必須研修を修了した者以外の介護支援専門員が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下、「介護予防サービス計画等」という。）を作成しても良いか？

A3. 作成は可能ですが、指定介護予防支援等に関する知識と技術の伝達を受けていること（または研修を修了した者と介護予防サービス計画等の作成に関して連携が取れること）を確認してください。

Q4. 委託を行っている指定居宅介護支援事業所から、必須研修を修了した者が退職するため、受託要件を満たさなくなる旨の連絡があった。この場合、委託を継続できるのか？

A4. 委託は継続できません。指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）として直接指定介護予防支援等を行うか、別の指定居宅介護支援事業所に委託するかを検討してください。

Q5. 委託を行っている指定居宅介護支援事業所に、必須研修を修了した者が、既に退職した等の理由で1名も在籍していないことが判明した。この場合、どうしたら良いか？

A5. まずは本市介護保険課（総務・給付担当）へご連絡ください。並行して、指定介護予防支援事業者等として直接指定介護予防支援等を行うか、別の指定居宅介護支援事業所に委託するかを検討してください。

- Q6. 委託を行っている指定居宅介護支援事業所に必須研修を修了している者が1名も在籍していないことが判明し、その指定居宅介護支援事業所への委託を終了することとなった。その場合、指定介護予防支援事業者等として、市への手続きは必要か？
- A6. 委託先の事業所が追加・変更された場合に提出する「指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部委託（変更）に係る届出書」を提出してください。また、添付書類の「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部委託をしようとする事業所の名称等」のリストの当該事業所欄に、委託が終了したことがわかるよう見え消し線等を記載してください。